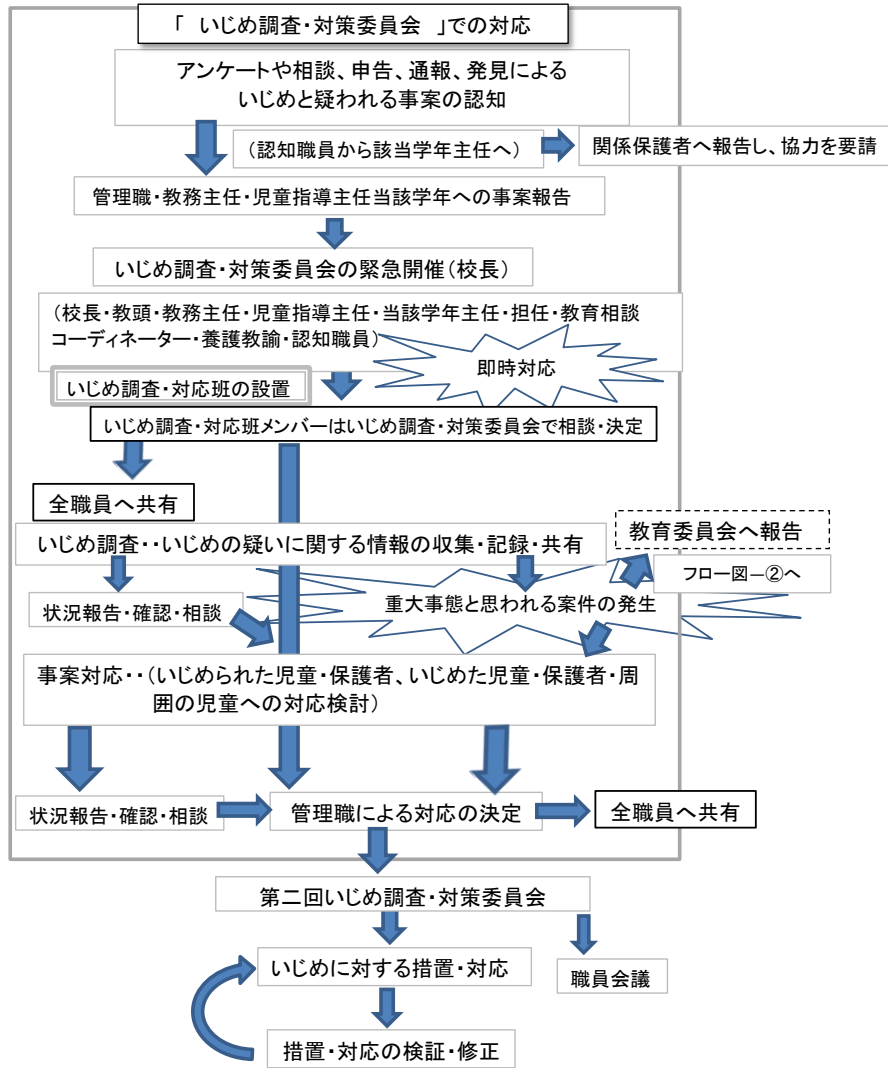
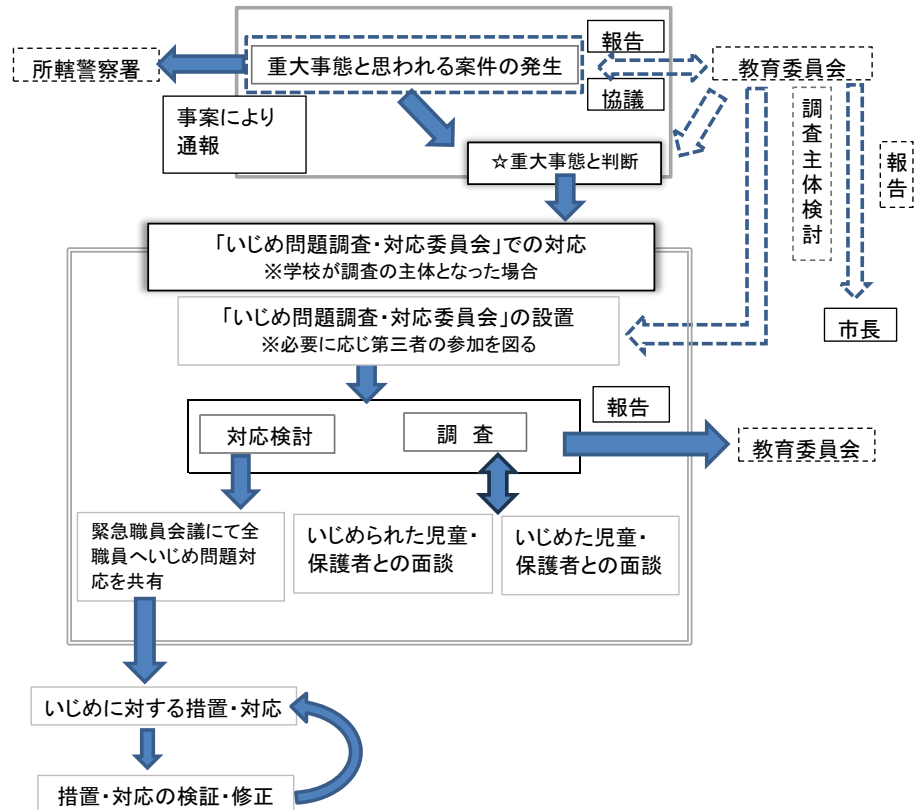


○ いじめ事案への対応フロー図-①



- ※ 第二回以降も状況に応じていじめ調査・対策委員会を設ける。
- ※ いじめ事案の内容によって学校が必要と認めたときは、所轄警察署に相談・通報し連携する。
- ※ 事案調査は児童指導主任、事案対応は教頭が主となり対応していく。

○ いじめ事案への対応フロー図-②



- ※ 重大事態の調査主体が教育委員会の場合は、教育委員会へ資料等の提出など、調査に協力する。
- ※ 調査によって明らかになった事実関係については、いじめられた児童・保護者及びいじめた児童・保護者に対して、適時・適切な方法で提供・説明を行う。
- ※ いじめ問題調査・対応委員会は必要に応じて校長及び教育委員会が適宜、召集する。